

淀川河川敷十三エリア魅力向上事業 屋台エリアの管理運営等にかかる住民説明会

説明資料

令和8年3月29日(日) 10:30～

RETOWN/類設計室/One Osaka リバークルーズ事業共同体・大阪市淀川区役所

◆経過・スケジュール

年	令和7年 (2025年)		令和8年 (2026年)									
月	8月～ 11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	・・・
事業実施	占用申請手続き (R7.12.23許可)		工事準備		整備工事						オープン	

◆整備工事

工事

令和8年1月29日～7月31日(予定)

作業日

原則 月曜日から土曜日

作業時間

原則 8:00～18:00

安全管理：

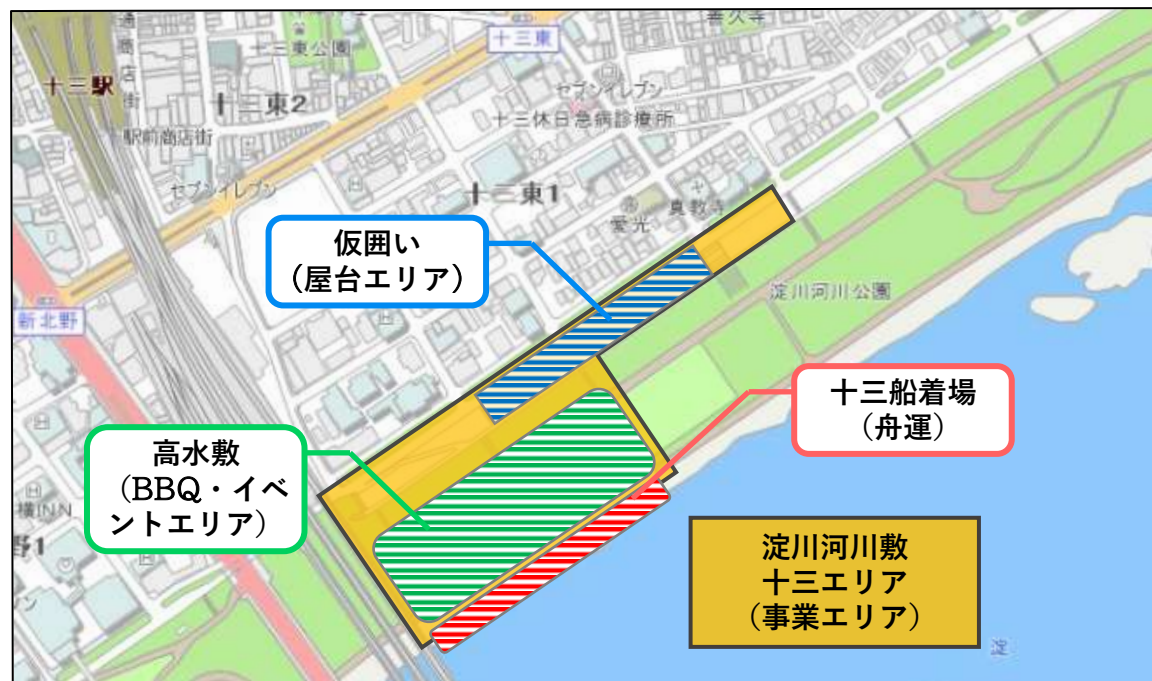
- 工事車両の多い日は交通誘導員を配置
- 工事関係者以外が侵入できないよう、一部、仮囲いを設置

騒音・振動・粉塵対策：

- 騒音振動対策のため、建設機械は低騒音・低振動型を選定
- 散水等を行い、ほこりの飛散防止

◆オープン時期

令和8年8月頃 (予定)



屋台エリアの管理運営

屋台エリアに出店いただくテナントとの契約上、地域住民及び河川敷利用者に配慮した運営をするよう条件を設けています。また別途「運営規約」を定め下記のルールを遵守するよう誓約しています。

屋台エリアの営業時間及び定休日

・営業時間 **8:00～23:00**（うち1日最低6時間以上営業）

フード・ドリンクラストオーダー 22:30

ラストオーダーの際に23:00に完全退店を促します。

・定休日 週に1日までで各店ごとで設定します。

・営業終了後の対応について

各店舗閉店後は、毎日屋台を折りたたみ、椅子やテーブル等を屋台内に収納のうえ、施錠をし管理します。

閉店作業終了後はガス、水道の元栓の閉鎖、電源の切断、火気の始末等を確認し、安全確認を行います。

23:00の時点で屋台エリア内に残っているお客様がいる場合に営業終了のお声がけを行います。

営業時間の設定理由（十三駅近隣の営業時間調査結果）

十三駅1km圏内の飲食店約500店舗の閉店時間の傾向を調査したところ、結果として下記の分布となりました。

①23～24時

約60%：最も多い層。東口のチェーン店、西中島寄りのバル、居酒屋

②翌1時以降

約25%：十三西口の商店街、しょんべん横丁、西中島の深夜営業店

③22時以前

約15%：カフェ、定食屋

また右記の地図にあるように十三駅から東側のエリアの平均閉店時間についても23時30分の店舗が多いという調査結果が出ています。

これらの調査結果を踏まえて十三という大阪市内でも多くの飲食店が軒を連ねる激戦区エリアで一定平均的な飲食店の営業時間で営業できないことで、施設を運営していく屋台テナントの収益性に大きな影響を及ぼす可能性が高いと考えます。20年間継続的に運営していくためにも23時を閉店時間として設定したいと考えています。

近隣にお住まいの方々への配慮

屋台店舗の発する匂いへの配慮として、テナントと協議のうえ適切な措置を講じ、近隣住民への影響を最小限に抑えるよう努めます。

また、ドリンクラストオーダー22時30分のヒアリング時に以降ドリンクを注文することができない事と、併せて退店時間をお客様にアナウンスし閉店時間23時まで退店し、近隣住民への配慮のため事業エリアからも速やかに退出していただくことを利用者に促していきます。

これらをルール設定し常駐の運営事務局スタッフが厳しく対策していきます。

1km圏内の主要地点による違い

十三駅半径300m（コアエリア）

平均閉店は**24:00前後**。深夜営業の密度が最も高く、朝まで開いている店が1km圏内で最も集中しています。

西中島・南方方面（駅から東へ約800m）

平均閉店は**23:30頃**。平日は深夜まで賑わいますが、オフィス街のため、週末は十三駅前よりも閉店が早まる傾向が顕著です。

塚本・新北野方面（駅から西へ約800m）

平均閉店は**23:00頃**。住宅街に入るため、深夜営業の店舗数はぐっと少なくなります。

屋台エリアの美観維持

美観維持

【ゴミについて】

- ・お客様のゴミは各店に戻し、各店で処分します。
- ・ゴミの分別は、大阪市条例に基づいた分別を遵守します。
- ・日々の廃棄物の回収時間については、7:00～12:00の間で業者と調整中です。
- ・廃棄物集積所は常に清潔に保つように心がけ、利用後は必ず施錠します。

【清掃について】

- ・契約区画、店舗及び店舗付帯設備は毎日清掃します。
- ・全ての飲食店が営業許可を取得して運営します。
- ・食品衛生法上の観点及びHACCPの観点からも食中毒などへの対策を保健所の指導の元、徹底します。
- ・下水道法及び浄化槽法で定める排水基準値を遵守する観点から、グリストラップの清掃を義務付けます。
- ・トイレ、共用部、屋台エリア内周辺の見回りは各店舗交代（当番制）で毎日清掃を行い営業終了後に共有トイレは施錠し管理します。
- ・清掃道具は共有部トイレの保管庫に保管し共有部の備品が無くなった際は補填します。
- ・厨房等の適切な衛生管理状態及び安全を維持する為に、運営事務局が定める基準で指定業者により定期的に各店厨房内の給排水設備、給排気設備及び消化設備等の点検、清掃、衛生上の検査を義務とし定期的実施します。

【防虫・防鼠駆除作業について】

共用部分及び契約区画、店舗等について、防虫・防鼠の為に指定業者が定期消毒作業を定期的実施します。



（HACCP・屋台用外付けグリストラップ）



事業エリア周辺の住環境への配慮・緊急時の対応

(1) 騒音対策

- 右表の大阪府、市が定める規制基準を遵守します。
さらに22時以降はBGM等の音出しを禁止します。
音量については常駐の運営事務局スタッフが定期的に計測します。

(2) 駐車場・駐輪場の件

施設は行政所有の河川敷や河川公園を占用して行う為、施設として専用の駐車場、駐輪場は設置できません。

- ・屋台利用者にはHP、施設入口付近へのPOP掲示にて近隣のコインパーキングや駅周辺の駐輪場等の利用を案内します。
- ・常駐の運営事務局スタッフの巡回により、事業エリア周辺に路上駐車や放置自転車を発見した場合は、屋台テナントと連携して原因者を特定し移動させる等適切な対応を求めます。
- ・BBQは予約制となるため、事前に駐車場・駐輪場がないことを伝え、承諾（サイン等）いただいた方のみ利用していただくよう徹底いたします。

(3) 緊急時の撤去、避難、防犯対応

- ・年1回の設置物の撤去訓練の実施します。（淀川河川事務所との占用許可条件）
- ・各施設の人員に対して緊急時の対応を周知させる為に、緊急時体制表と危機管理マニュアルをもとに避難します。災害時の初動を指示するアクションカードとマニュアルを施設の各店舗にて保管します。また年2回程度防災講習を実施し避難経路や避難場所を把握するよう徹底します。
- ・防犯対策として共用部含む必要箇所に防犯カメラを設置し、常駐の運営事務局スタッフのもと適切に運用します。必要に応じて淀川警察署と密に連携しながら安心、安全な施設として運営できるように最大限努力いたします。

(騒音規制基準抜粋資料)

騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく工場・事業場騒音に係る規制基準は表2-2-3に、規制地域の区域の区分は図2-2-1に、また、騒音規制法に基づく自動車騒音の限度は表2-2-4に、区域の区分は表2-2-5及び図2-2-1に示すとおりである。

表2-2-3 工場・事業場騒音に係る規制基準

(大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則 平成6年10月26日 大阪府規則第81号
騒音規制法第4条第1項の規定に基づく規制基準 昭和61年4月1日 大阪市告示第247号)

(単位：デシベル)

区域の区分	用途地域	朝 (午前6時 ～午前8時)	昼間 (午前8時 ～午後6時)	夕 (午後6時 ～午後9時)	夜間 (午後9時 ～翌日午前6時)
第2種区域	第一種・第二種中高層住居専用地域、 第一種・第二種住居地域、準住居地域	50	55	50	45
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	60	65	60	55
第4種区域	工業地域、工業専用地域の一部 (知事が告示した地域)	65	70	65	60

(注)1. 第4種区域のうち、既設の学校・保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第2種区域の境界線から10m以内の区域は25デシベルを減じた値とする。

2. 工業専用地域の一部とは府生活環境保全条例施行規則第53条第2号の規定に基づき府知事が告示した地域。

3. 用途地域の指定のない地域は第2種区域。

(初動対策アクションカード)



(屋外用ワイヤレス防犯カメラ)



屋台出店者との契約前に説明した遵守事項

全ての屋台出店者と契約前に個別に下記の遵守事項について説明を行いました。これらを遵守しない屋台テナントについては解約することができるよう厳しく契約上で縛りを設けています。

出店者の主な義務

清掃の徹底

占有部・共有部の毎日の
掃除の徹底。(※共有部につい
ては持ち回りで清掃が必要)



騒音注意

近隣に住宅街等もある為、
ルール順守の徹底。



営業時間

近隣に住宅街等もある為、
営業時間の厳守。



保険加入

指定の損害保険への加入必須。
(売上金の紛失や盗難、物品破
損等で、保険非適用の場合は自
己負担となります。)



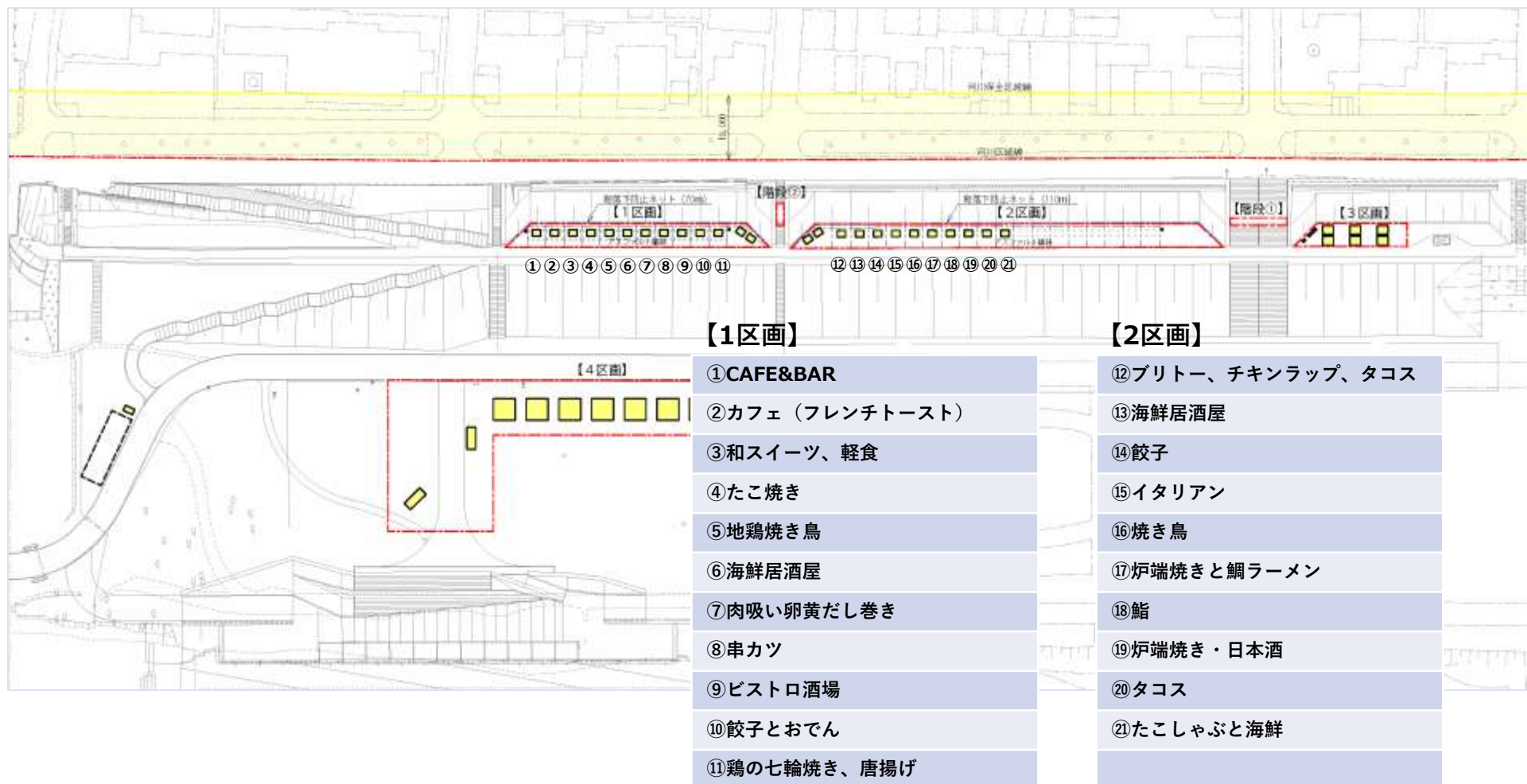
グリストラップ清掃

毎日の清掃の徹底。
共有部の配管などに損害があっ
た場合は、原因となった店舗に
修繕費をご負担いただきます。



入金

盗難・紛失防止や売上把握の為
、売上金の入金の義務がありま
す。
また防犯の為、監視カメラも設
置いたします。



※令和8年3月29日時点の予定店舗であり、今後変更が生じる場合があります

◆レセプション

【OPEN前レセプションへのご招待】

現在ミナモ十三OPENに向けて工事を進めております。近隣の皆様にはご不便ご迷惑をおかけしております。

施設としましては、グランドオープン前に地元住民向けのレセプションを計画しております。

この機会にぜひ21店舗の屋台でお食事などお楽しみいただけますと幸いです。

なおスケジュールとしましては、グランドオープン前の7月を予定しております。

ただし現状工事スケジュールは順調に推移しておりますが、屋外工事が主であるため梅雨のシーズンの天候に左右されて若干の遅れが発生する可能性があります。

何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

スケジュールが決定しましたらお知らせさせていただきます。



◆今後のお問い合わせについて

運営に関してのお問い合わせにつきまして、ミナモ十三のHPに窓口を設置しております。

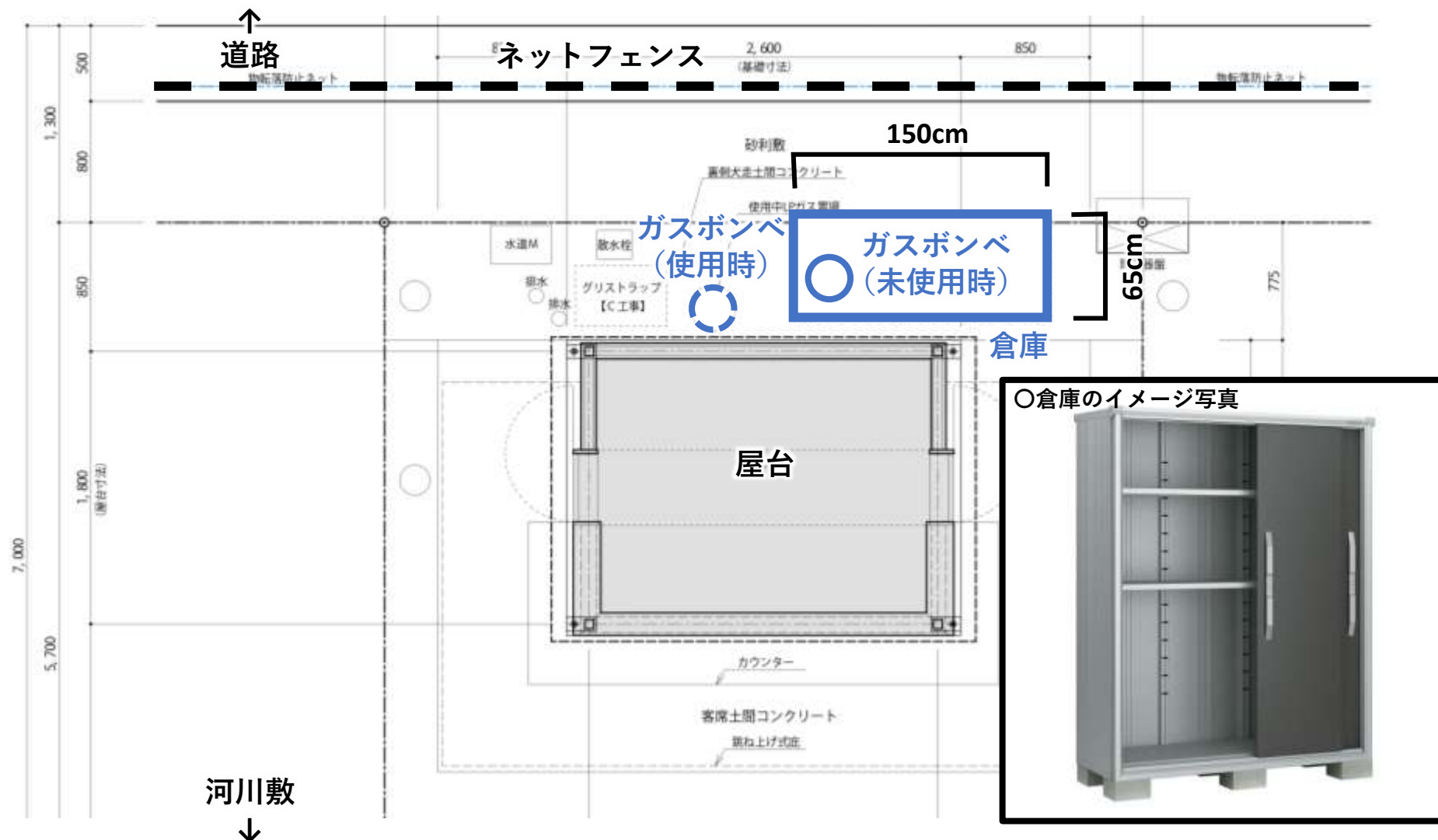
詳しくは右の画像を参照いただき、お問い合わせボタンからご連絡をお願いいたします。

ご連絡先、お問い合わせ内容など必要事項を記載し送信いただきますと迅速に施設担当者から連絡させていただくように体制を構築いたします。



■倉庫は基礎に固定し、その中にガスボンベを格納

- ・ガスボンベは、営業中（使用中）は屋台の壁面に隣接して設置・くくりつけて固定することで、転倒や堤防からの落下を防止します。
- ・閉店時やストック（未使用）のものは倉庫に格納し、不特定多数の人の手が届かないように配慮します。



◆本市放置自転車対策部署との協議

前回の住民説明会后に本市放置自転車対策部署と淀川区役所が、自転車の放置が予測されるエリアや対策について協議

- 上記部署と連携し、ガードレールに駐輪禁止の表示物を掲示する等、自転車が放置されない対策に取り組めます。
- 利用者による自転車の放置が発覚した場合、整備・運営事業者より近隣の駐輪場を利用するよう案内します。



◆動線にかかる国との協議

河川管理者である国の現地視察時に、淀川区役所から前回の住民説明会でいただいた意見を伝達

- 事業エリアオープン後は、淀川区役所と整備・運営事業者が利用者は想定主要動線で来場するよう周知を行います。
- 事故防止の観点から人流等も把握し、さらなる対策が必要になるのであれば、国等関係機関とあらためて協議を行います。

